



石立山

# 令和6年度 地域管理経営計画等の 策定・変更(案)の概要

令和7年3月  
四国森林管理局



国民の森林・国有林

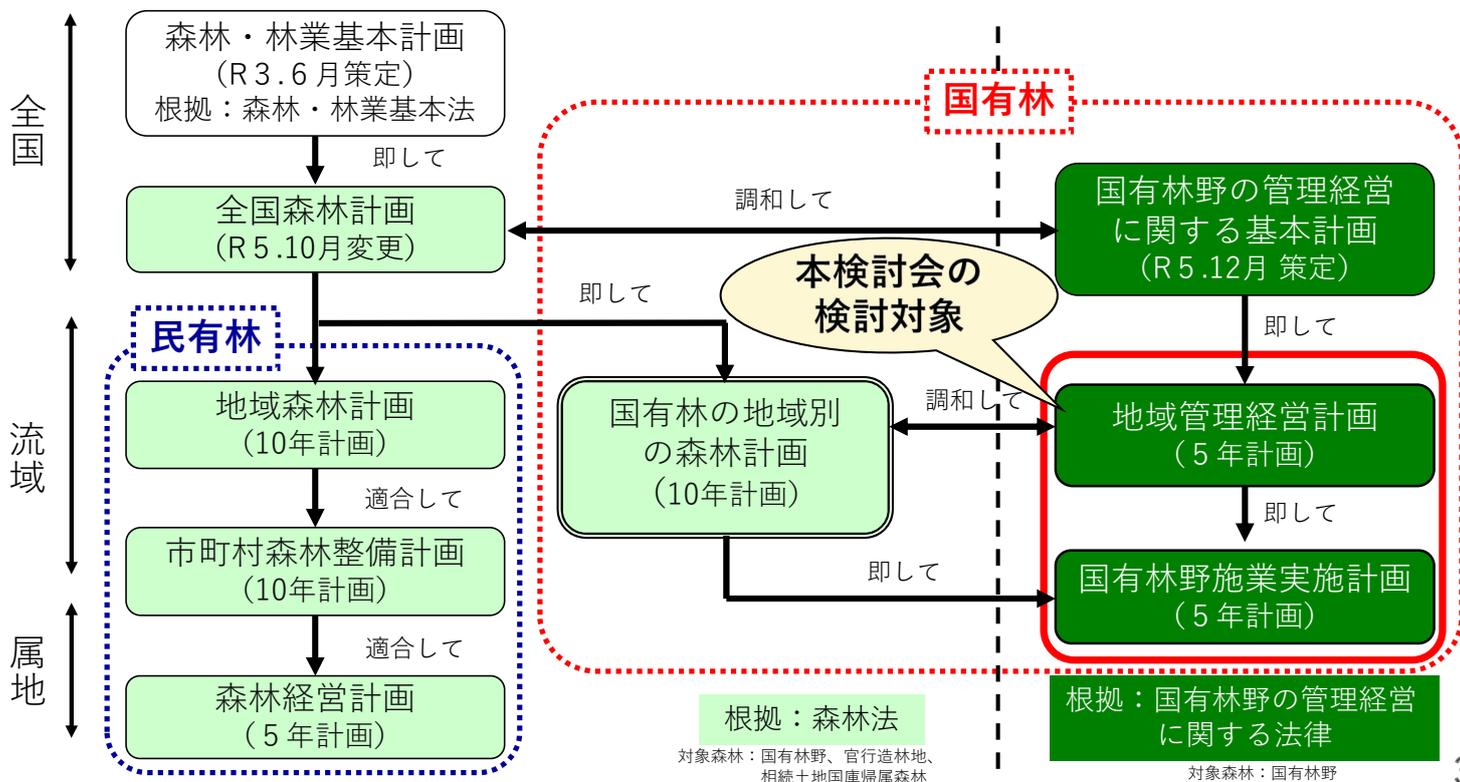
## 目次

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和6年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	29
		3) 林産物の供給に関する事項	36
		4) 国有林野の活用に関する事項	38
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	40
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	41
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	42
3	その他の森林計画区における計画変更の概要	1) 主な変更計画量	44

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和6年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	29
		3) 林産物の供給に関する事項	36
		4) 国有林野の活用に関する事項	38
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	40
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	41
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	42
3	その他の森林計画区における計画変更の概要	1) 主な変更計画量	44

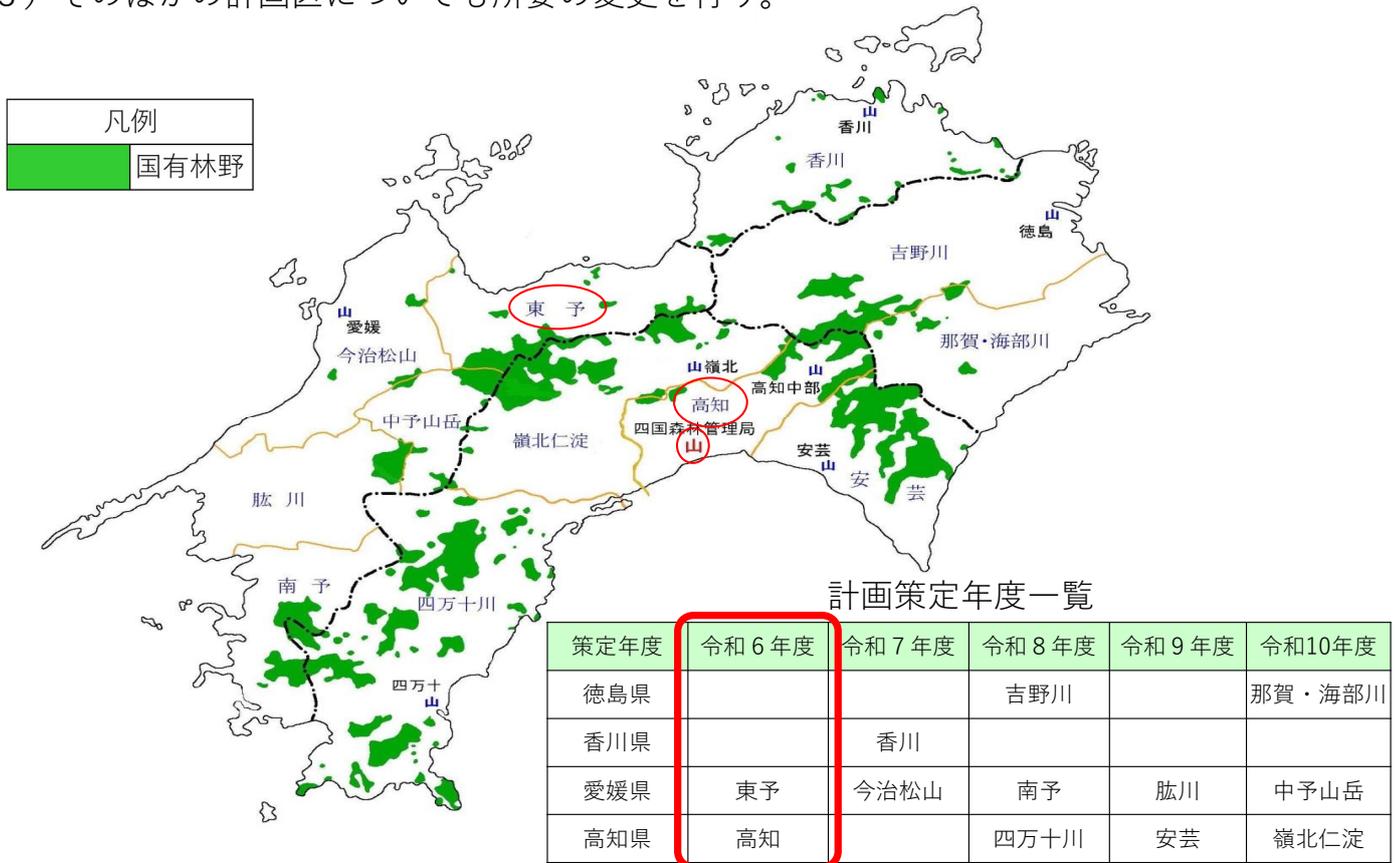
## 1.1) 森林計画制度の体系

- (1) **地域管理経営計画**は、**国有林野の管理経営に関する基本計画**に即して、国有林の地域別の森林計画との調和を図りつつ、森林計画区ごとに、**国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業総量等を定める計画**。
- (2) **国有林野事業実施計画**は、国有林の事業別の森林計画及び**地域管理経営計画**に即して、森林計画区ごとに、国有林野の**箇所別の伐採、更新、林道整備、治山事業等を定める計画**。



## 1.2) 令和6年度に計画策定・変更する森林計画区

- (1) 四国森林管理局内には12の森林計画区。
- (2) このうち、**東予森林計画区（愛媛県）**、**高知森林計画区（高知県）**は、現計画が令和6年度に5年を経過するため、**計画を策定**する。
- (3) そのほかの計画区についても所要の変更を行う。



## 1.3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント

### (参考)

### 国有林野の管理経営に関する基本計画（令和5年12月農林水産省策定）

- 国有林野の管理経営に関する基本計画における基本方針
  - (ア) 公益重視の管理経営の一層の推進
    - ・花粉症対策の加速化
    - ・国土強靱化基本計画に基づく治山対策
    - ・路網の強靱化・長寿命化
    - ・地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
    - ・30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組
  - (イ) 森林・林業施策全体の推進への貢献
    - ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
    - ・複数年契約等を活用した林業事業者の育成
    - ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
    - ・上記の取組を民有林関係者に分かりやすい形で推進
  - (ウ) 国民の森林（もり）としての管理経営



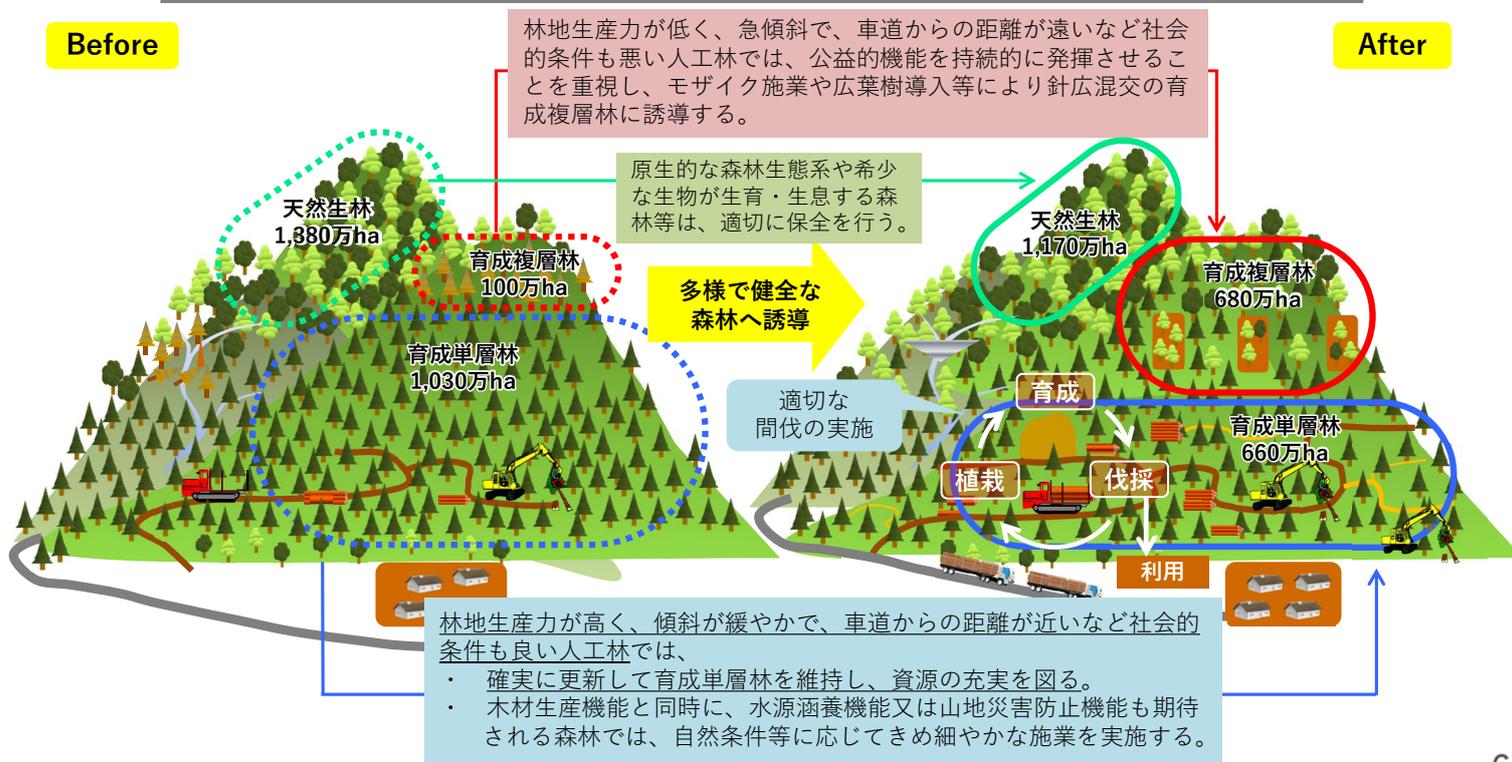
地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画へ反映  
 （令和5年度一斉変更）

# 1.3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント

## (参考) 新しい林業の実現に向けて

多様で健全な森林への誘導イメージ

<p><b>育成単層林</b></p>  <p>樹齢・樹高が単一の森林として人為により成立・維持</p>	<p><b>育成複層林</b></p>  <p>樹齢・樹高が複数の森林として人為により成立・維持</p>	<p><b>天然生林</b></p>  <p>自然散布の種子の発芽・生育等、天然力により成立・維持</p>
---	---	--



## 目次

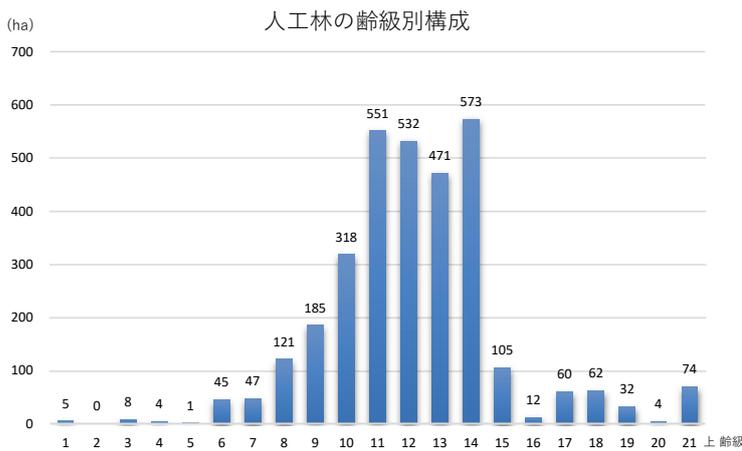
1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和6年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	29
		3) 林産物の供給に関する事項	36
		4) 国有林野の活用に関する事項	38
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	40
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	41
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	42
3	その他の森林計画区における計画変更の概要	1) 主な変更計画量	44

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 計画区の概況 (東予)

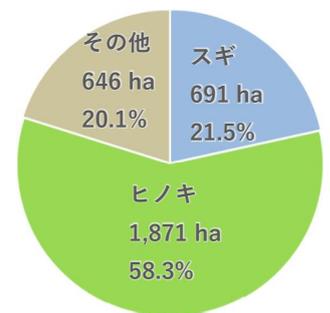
- 愛媛県東部に位置する国有林野 8,963 ha (計画区内の森林面積の11%)。
- 人工林 3,209 ha (36%)、天然林 5,351 ha (60%)、無立木地等 404 ha (4%)。人工林のうち約6割近くをヒノキが占める。
- 優れた景観を有する森林については、石鎚国定公園及び笹ヶ峰、赤石山系自然環境保全地域に指定。



人工林、天然林別面積



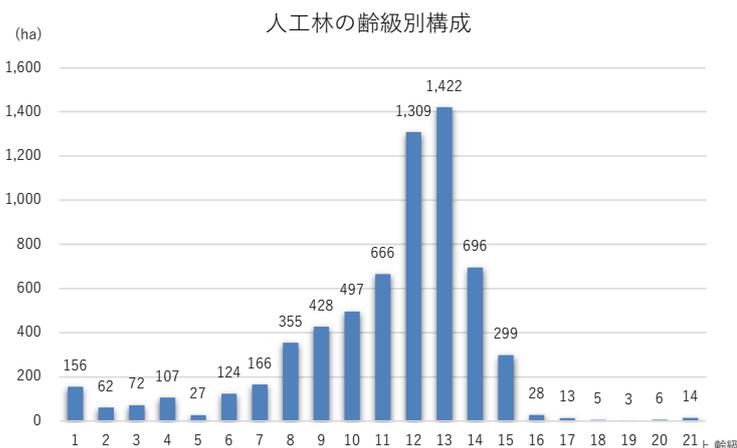
人工林の樹種別面積



## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### ① 計画区の概況 (高知)

- 高知県中央部に位置する国有林野 14,068 ha (計画区内の森林面積の18%)。
- 人工林 6,455 ha (46%)、天然林 6,898 ha (49%)、無立木地等 715 ha (5%)。人工林のうち過半数をスギが占める。
- 優れた景観を有する森林については、剣山国定公園並びに工石山陳ヶ森及び奥物部の各県立自然公園に指定。



人工林、天然林別面積



人工林の樹種別面積



## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価（伐採量）

森林計画区	主伐 (m <sup>3</sup> )	実行率	間伐 (m <sup>3</sup> )	実行率	計 (m <sup>3</sup> )	実行率	備考
東 予	34,263 2,320	7%	76,391 17,618	23%	110,654 19,938	18%	経済性等の条件が合わず入札が不調となったこと等から、計画量を下回った。
高 知	67,212 19,784	29%	170,486 43,972	26%	237,698 63,756	27%	同上
計	101,475 22,104	22%	246,877 61,590	25%	348,352 83,694	24%	

注：上段は現（旧）計画量、下段は実行量（R2.4.1～R7.3.31）※R6年度分は見込値

10

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価（更新量）

森林計画区	人工造林 (ha)	実行率	備考
東 予	43 —	0%	主伐の実行減に伴い、期間内に植栽を行う箇所が少なかったこと等から、計画量を下回った。
高 知	171 60	35%	同上
計	214 60	28%	

注：上段は現（旧）計画量、下段は実行量（R2.4.1～R7.3.31）※R6年度分は見込値

11

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価（保育量）

森林計画区	下刈 (ha)	実行率	つる切 (ha)	実行率	除伐 (ha)	実行率	備考
東 予	83 5	6%	0 —	0%	3 —	0%	更新が少なかったこと、保育作業の省力化に積極的に取り組んだこと等から、計画量を下回った。
高 知	546 47	9%	4 —	0%	85 18	21%	同上
計	629 52	8%	4 —	0%	88 18	20%	

注：上段は現（旧）計画量、下段は実行量（R2.4.1～R7.3.31）※R6年度分は見込値  
計画量において整数に満たない数字は「0」と表示

12

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価（林道）

森林計画区	開設 延長量 (m)	実行率	改良 延長量 (m)	実行率	備考
東 予	3,500 —	0%	2,500 84	3%	下流域における被災林道の復旧が遅れたこと、既設林道等を利用して森林整備を実施したこと等から、計画量を下回った。
高 知	6,500 520	8%	14,410 168	1%	同上
計	10,000 520	5%	16,910 252	1%	

注：上段は現（旧）計画量、下段は実行量（R2.4.1～R7.3.31）※R6年度分は見込値

13

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

#### ア 生物多様性の保全

- 適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置など**多様で健全な森林の整備・保全**を推進。
- 保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進。
- 30by30目標の達成**に向けた生物多様性の保全に資する地域(OECM)の設定等への適切な対応 など。



複層伐 (嶺北署)

#### イ 森林の生産力の維持

- 列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システム等による間伐の実施を推進。
- コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う**一貫作業システム等による主伐・再造林**に取り組み、**造林コストや花粉の少ない森林への転換**。
- 林道と森林作業道等との適切な組合せによる路網の計画的な整備、路網の強靱化・長寿命化 など。



列状間伐 (愛媛署)

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

- 森林病虫害被害の早期発見・早期防除に努める。
- 四国森林管理局が開発した小型囲いわなを用いた**ニホンジカの捕獲方法をはじめとする効果的な捕獲技術の普及**活動の推進。
- 市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策の推進に努める など。



シカ防護ネット (嶺北署)

14

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### エ 土壌及び水資源の保全と維持

- 保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進。
- 大規模な山地災害発生時には、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況の調査、山地災害対策緊急展開チームを現地に派遣するなど。



治山工事 (嶺北署)

#### オ 炭素循環への森林の寄与

- 多様な伐期による伐採、その後の確実な更新を図り、保育及び間伐の適切な実施**を推進。
- 治山事業等における間伐材等の利用の推進 など。



ふれあいの森 (愛媛署)

#### カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

- 企業、学校、NPO等の多様な主体と連携し「ふれあいの森」や「遊々の森」等の設定。
- 「レクリエーションの森」の活用等の推進。

#### キ 持続可能な森林経営

- 地域管理経営計画の策定等に当たり計画案についてパブリックコメント制度を活用、計画案の作成前の段階から**広く地域住民等の意見を聴く**ことを実施。
- 国有林モニター制度を活用して国民の要請の的確な把握等に努める など。



国有林モニター現地説明会 (嶺北署)

15

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

個々の国有林野を重視すべき機能に応じて機能類型区分を行い、それぞれの機能の発揮に資する森林施業を行う。

#### 山地災害防止タイプ (土砂流出・崩壊防備エリア)



- ・ 下層植生の発達を促すため、適度な陽光が林内に入るように密度管理を行う。
  - ・ 必要に応じて、土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。
- (気象害防備エリア)
- ・ 遮蔽能力が高く、抵抗力が強い森林を育成する。

#### 自然維持タイプ



- ・ 自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、原則として自然の推移に委ねる。

#### 森林空間利用タイプ



- ・ 景観の向上や野外レクリエーションに考慮した伐採を行うなど森林の手入れを適切に行う。

#### 水源涵養タイプ



- ・ 浸透、保水能力の高い森林土壌を維持し、根系や下層植生の良好な発達が促進されるよう、森林の整備を行う。

(四国森林管理局管内では快適環境形成タイプの設定はありません。)

16

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 策定計画区の機能類型別面積

単位：ha

森林計画区	山地災害	自然維持	森林空間	快適環境	水源涵養	計
東 予	+661	-	-	-	-661	-
	1,939	1,125	2,143	-	3,755	8,963
高 知	+894	-	-	-	-894	-
	3,772	1,195	1,438	-	7,663	14,068
計	+1,555	-	-	-	-1,555	-
	5,711	2,320	3,581	-	11,419	23,031

注：上段は現（旧）計画面積に対する増減、下段は新計画面積。

主な変更内容：林地保全に配慮した施業を推進するため、山地災害のリスクがある森林の機能類型が水源涵養タイプの場合は、山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）に変更（※）

(※) 林地保全に配慮するために行う機能類型の変更は、計画策定のタイミングで実施。

なお、四国森林管理局管内において、快適環境形成タイプの設定はありません。

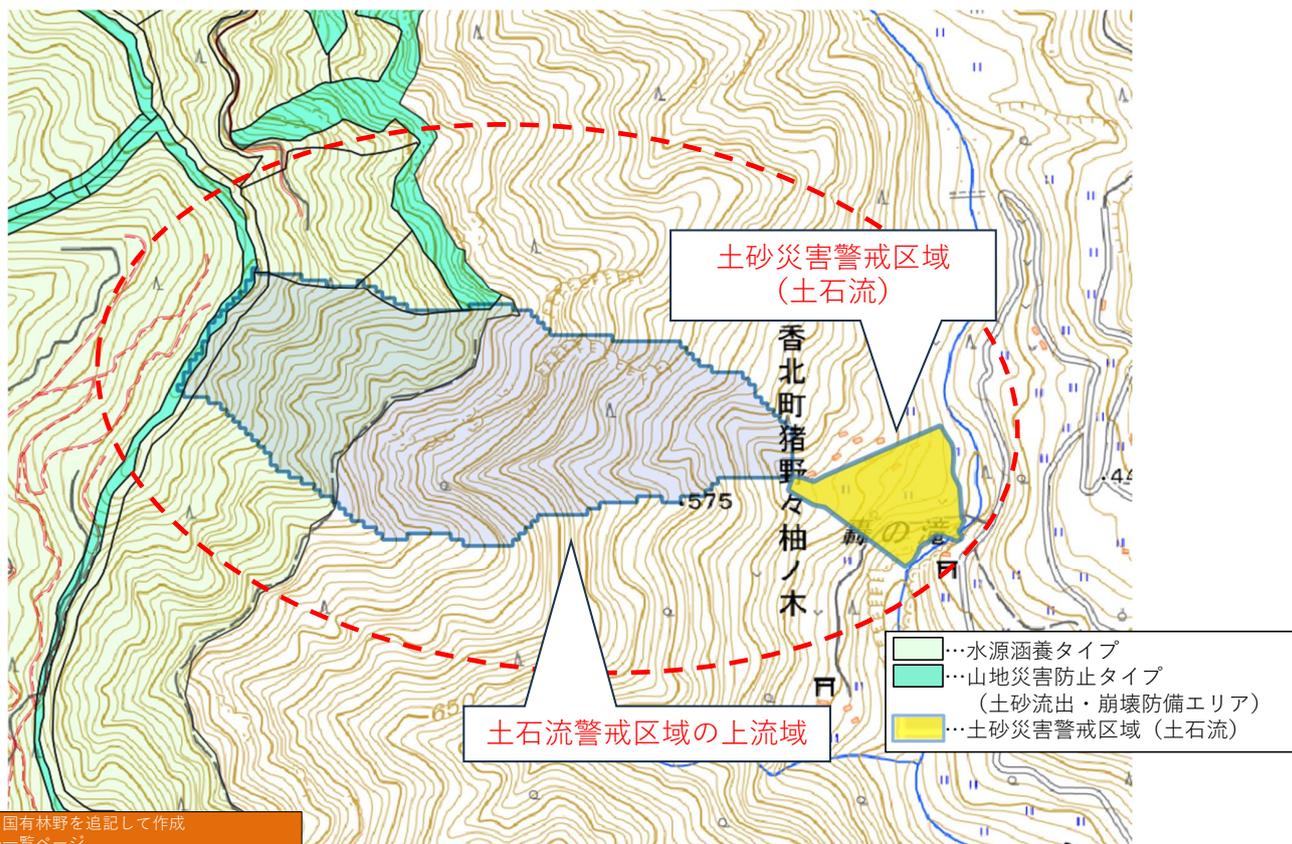
17

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

林地保全に配慮した森林施業の推進（機能類型の変更）

高知森林計画区

Before



地理院タイルに国有林野を追記して作成  
地理院タイル一覧ページ  
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

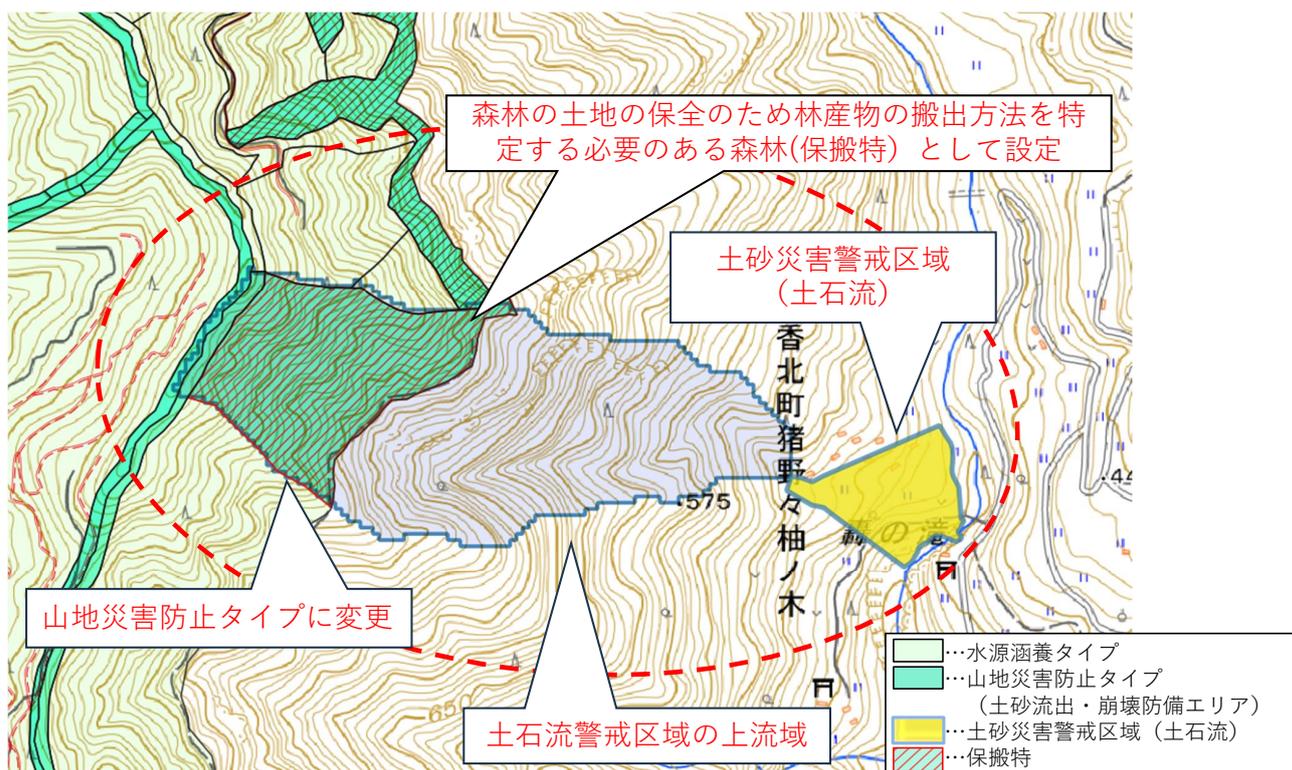
18

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

林地保全に配慮した森林施業の推進（機能類型の変更）

高知森林計画区

After



地理院タイルに国有林野を追記して作成  
地理院タイル一覧ページ  
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

保搬特：保搬特では木材の搬出に当たり、原則架線集材とする取扱い。山地災害防止タイプ（土石流出・崩壊防備エリア）に該当する林小班及び同タイプへ見直しを行った林小班のうち平均傾斜35度以上の林小班が該当。

19

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 特に効率的な施業を推進する森林の設定の背景等

#### ■ 現状と対応方針

- ▶ 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- ▶ このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

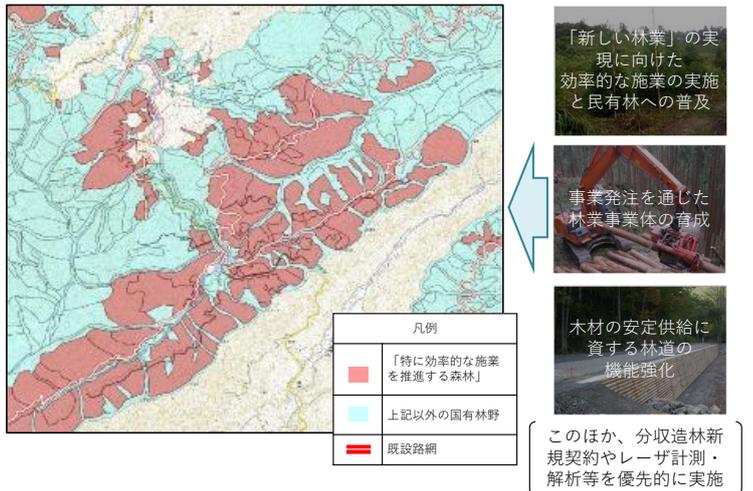
公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

#### ■ 取組内容

- 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定
- ▶ 水源涵養タイプの人工林のうち、**林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。**
  - ▶ 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

- 「特に効率的な施業を推進する森林」での取組
- ▶ 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
    - ・造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
    - ・事業発注を通じた林業事業体の育成
    - ・樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分取造林を活用した経営規模拡大の支援等

#### ■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

林政審議会（令和5年12月）資料を一部改変

20

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 特に効率的な施業を推進する森林の設定の考え方

#### 多様な森林づくりに向けた人工林の誘導イメージ

～地位・傾斜・車道からの距離で区分した場合～

地形や地位等の自然条件や路網整備等の社会的条件を踏まえて、人工林における森林施業のあり方（施業群等）を適宜見直していく必要。特に、今後施業が見込まれる車道からの距離が近いゾーンから優先的に見直し。

区分		【地形・土地の生産性の観点】			
		高		低	
		傾斜35度未満（中以下）		傾斜35度以上	
【経済性の観点】	高	地位：高（8以上）	地位：中（5～7）	うち傾斜35度未満かつ地位：高～中	地位：低（4以下）
	低				
	車道からの距離 300m未満	I A 積極的な主伐・再造林 (育成単層林を維持)	II 状況に応じて判断	III B 複層林化等 (育成複層林へ誘導)	
	車道からの距離 300m以上	IV C 長伐期化 (育成単層林を維持)	V 状況に応じて判断	VI D 自然遷移 (育成複層林へ誘導)	

令和5年度に局内の全森林計画区の当該区域の森林を「特に効率的な施業を行う森林」に設定

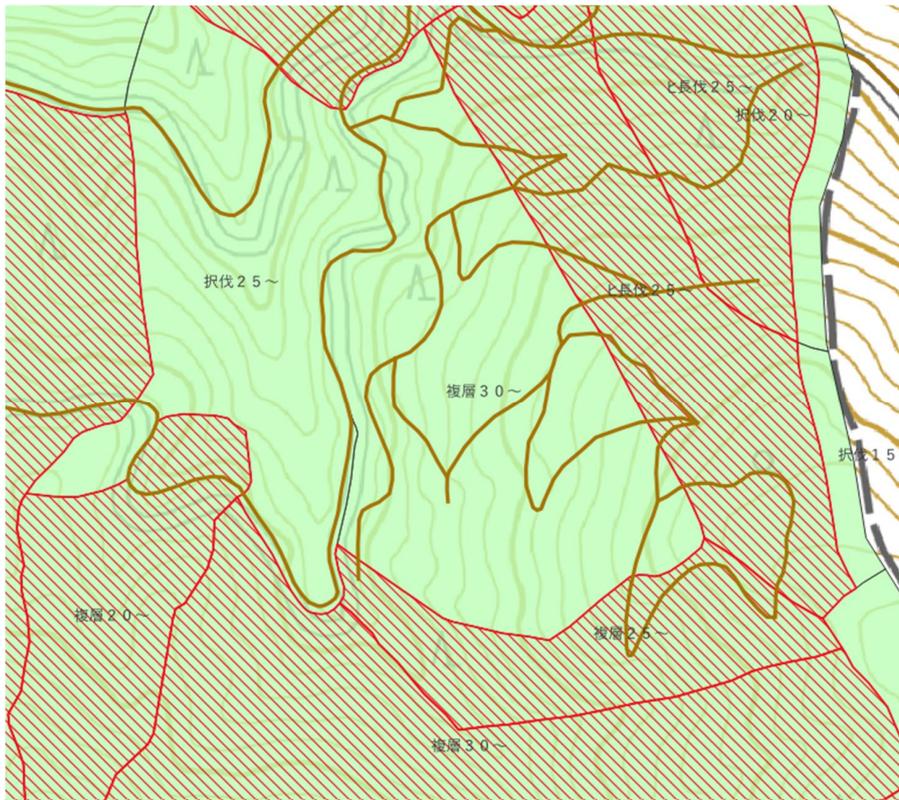
21

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 特に効率的な施業を推進する森林の見直しの例

#### 東予森林計画区

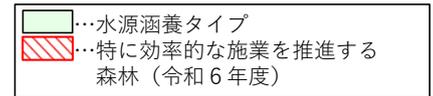
#### Before



複層30〜：複層林施業群 傾斜30度以上  
 折伐25〜：折伐施業群 傾斜25度以上

#### 特効森林の見直し

		水涵タイプ 人工林面積 a (ha)	特効森林 面積 b (ha)	割合 b/a
東予	次計画	2,312	321	14%
	現計画	3,013	317	11%
高知	次計画	5,425	809	15%
	現計画	5,765	1,556	27%



#### 令和5年度の特効森林設定の条件

- ・林道からの距離300m未満
  - ・傾斜35度未満
  - ・地位8以上
- これらをすべて満たす小班



#### 令和6年度の見直し

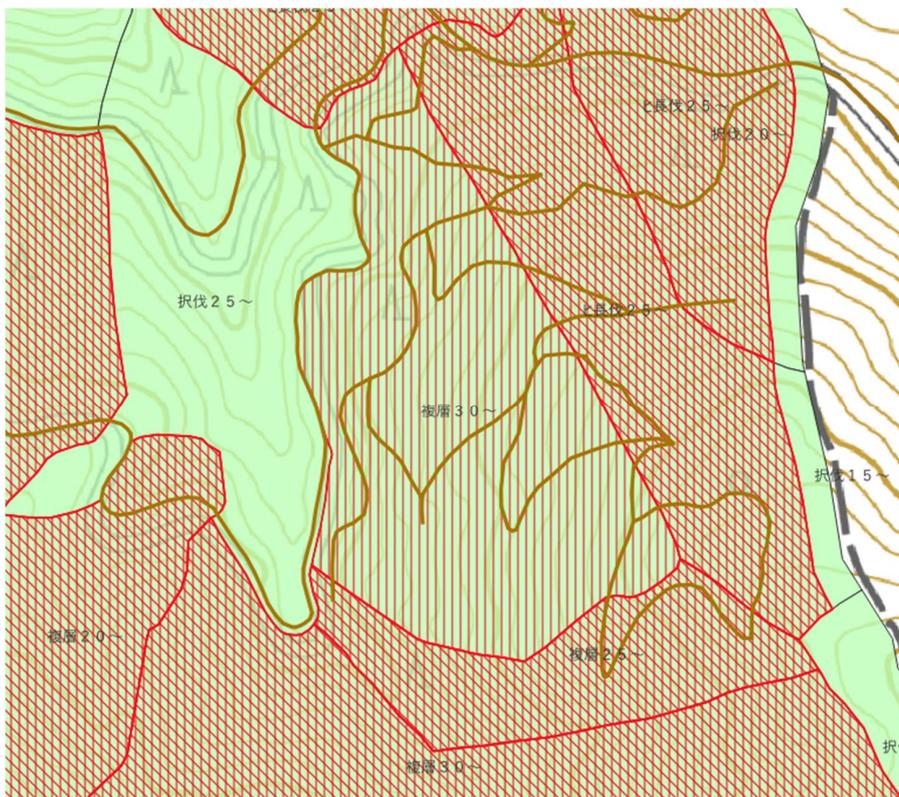
- ・周辺の状況を見て効率的に施業が行える森林を追加

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 特に効率的な施業を推進する森林の見直しの例

#### 東予森林計画区

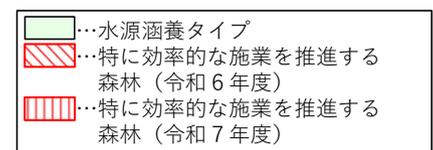
#### After



※計画策定のタイミングで見直し

#### 特効森林の面積 (R7.4.1)

森林計画区	水涵タイプ 人工林面積 a (ha)	特効森林 面積 b (ha)	割合 b/a
吉野川	3,506	841	24%
那賀・海部川	1,282	40	3%
香川	4,546	513	11%
今治松山	1,194	142	12%
東予	2,312	321	14%
肱川	3,268	944	29%
中予山岳	2,579	599	23%
南予	7,670	1,662	22%
嶺北仁淀	13,776	4,796	35%
四万十川	39,240	9,810	25%
高知	5,425	809	15%
安芸	20,388	5,036	25%
合計	105,185	25,513	24%



## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

#### ① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向け、

- ・造林の省力化や低コスト化等に資するエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進める。
- ・レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証に取り組む。
- ・得られた成果は、現地検討会等を通じ、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。



人工林の天然林化への試みに係る  
現地検討会（愛媛署）



素材生産における採材技術の向上及び  
生産性向上に向けた現地検討会（安芸署）



大型ドローンを用いた  
資材運搬現地検討会（嶺北署）

#### ② 林業事業体・林業経営体の育成

事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、

- ・森林整備や素材生産の**発注情報を公開**するなど、効果的な情報発信に取り組む。
- ・総合評価落札方式や**複数年契約**、事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導。
- ・森林経営管理制度の定着化に向けた林業経営者の受注機会拡大に配慮。

24

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### ③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- ・森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れ
- ・公的管理を行う**森林の取扱い手法の普及**など



市町村林業担当者も参加した  
獣害対策検討会（香川所）



市町村林業担当者研修（局）



森林・林業の課題の解決を応援します  
～市町村の支援ツール～

#### ④ 森林・林業技術者等の育成支援

- ・大学の研究・実習等への**フィールドの提供**
- ・林業大学校等への講師派遣など



愛媛大学生インターンシップ  
受入れ(愛媛署)



高知県立林業大学校シカ防  
護ネット張り実習  
(高知中部署)



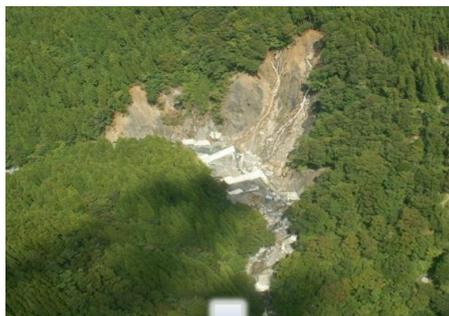
嶺北高校森林科学講座  
(嶺北署)

25

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ⑤ その他

- ・国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進。
- ・山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダム配置等による土砂流出の抑制を推進。



地すべり防止工事（嶺北署）

復旧治山工事（高知中部署）

復旧治山工事（嶺北署）

26

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### （4）主要事業の実施に関する事項（計画総量）

#### ① 伐採総量

単位：m<sup>3</sup>

森林計画区	主伐	間伐	計
東 予	38,100 《28,385》	90,521 (417ha)	128,621
高 知	66,586 《29,353》	216,045 (1,305ha)	282,631
計	104,686 《57,738》	306,566 (1,722ha)	411,252

注：《 》は分収林の伐採量で内書き、（ ）は間伐面積

27

## 2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### ② 更新    ③ 保育    ④ 林道の開設及び改良の総量

森林計画区	人工造林 (ha)	下刈 (ha)	つる切 (ha)	除伐 (ha)	開設 延長量 (m)	改良 延長量 (m)
東 予	38	70	0	—	—	550
高 知	93	540	13	53	1,400	5,200
計	131	610	13	53	1,400	5,750
	更新	保育			林道	

28

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

- ・ 地元自治体、地域住民との緊密な協力・連携の下に、入林者が多い時期に巡視回数を増やすなど重点的な巡視に努める。
- ・ 国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地元自治体等とも協力・連携して巡視等に努める。



三嶺風景林登山道パトロール (高知中部署)



石鎚山お山開き期間中市町村等と連携してパトロール (愛媛署)



くいしやま  
工石山自然休養林のパトロール (嶺北署)

#### ② 境界の保全管理

- ・ 定期的かつ計画的な巡視、破損した境界標の補修、整備に努める。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ・ 松くい虫等森林病虫害による被害は、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

29

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

- ・我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林については、「**森林生態系保護地域**」として、原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ・地域固有の生物群集を有する森林については、「**生物群集保護林**」として原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ・希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、「**希少個体群保護林**」として、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。（東予・高知計画区内に設定はありません。）



石鎚山系森林生態系保護地域  
(愛媛署、嶺北署)



西熊山生物群集保護林  
(高知中部署)



石立山生物群集保護林  
(高知中部署)

30

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

#### ② 緑の回廊

- ・生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、**保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成**を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「**緑の回廊**」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護。
- ・天然林においては、危険木の処理や多様な樹種構成の林分とするための択伐等に限定した施業を行い、人工林においては、野生生物の生育・生息や移動が良好な状態となるよう**非皆伐施業**や**針広混交林化**等を推進。



剣山地区緑の回廊



石鎚山地区緑の回廊

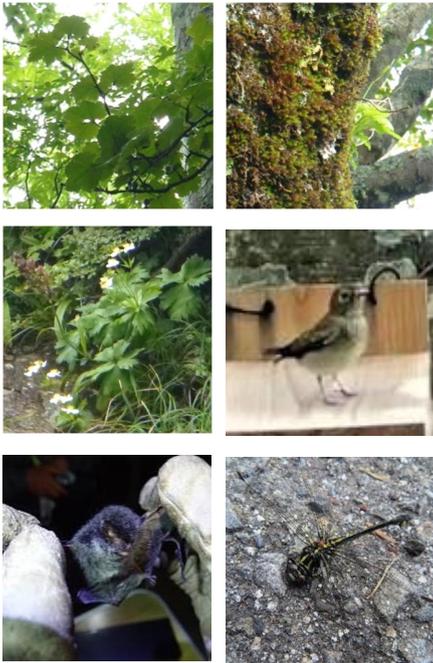
31

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

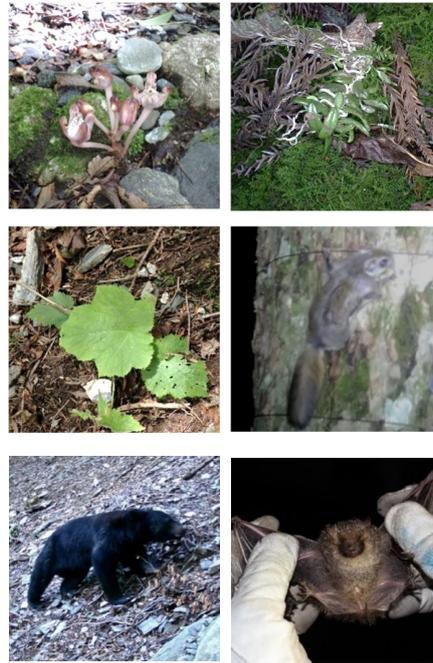
### ③ その他

- ・保護林や緑の回廊は、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化の的確な把握に努め、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直しを行う。

#### 石鎚山系森林生態系保護地域



#### 西熊山生物群集保護林



#### 石立山生物群集保護林



32

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

- ・四国森林管理局は、平成26年度からNPO法人四国自然史科学研究センター等と連携して、センサーカメラ等によるツキノワグマの生息分布調査（「はしっこプロジェクト」）を実施。

#### ○調査方法

センサーカメラ等によるツキノワグマの生息状況の調査

#### ○調査対象地

四国山地緑の回廊（剣山地区）及び国指定剣山山系鳥獣保護区を中心とした国有林及び民有林（34カ所）

#### ○調査主体

四国森林管理局  
環境省中国四国地方環境事務所  
（認特）四国自然史科学研究センター

#### ○調査協力機関

ニッポン高度紙工業株式会社



#### 令和5年度の調査結果

名称	撮影箇所数	名称	撮影箇所数
ツキノワグマ	10	ニホンザル	27
アナグマ	31	ニホンジカ	34
イノシシ	25	ニホンノウサギ	6
キツネ	24	ニホンモモンガ	9
タヌキ	28	ニホンリス	12
テン	30	ハクビシン	27
ニホンカモシカ	22	ムササビ	6
ネズミ科の一種	7	ヤマネ	3
イタチ属の一種	8	コウモリ目の一種	5

※ 箇所数は、全調査箇所（34箇所）のうち、対象となる動物が1回以上撮影された調査箇所の数。



ツキノワグマ



ニホンカモシカ

33

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

### (4) その他必要な事項

- ・ 溪畔周辺については、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保し、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。
- ・ 山火事、廃棄物の不法投棄等の防止や境界の保全等のほか、鳥獣被害の防止や保安林の適切な管理等のためにも、適切な防除対策の実施、森林の巡視、標識の設置等に努める。



おだみやま  
小田深山溪谷（愛媛署）



溪畔林（高知中部署）

34

## 2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

### (参考) 30by30目標の達成に向けて

昆明・モンテリオール生物多様性枠組（生物多様性条約 COP15）

（ゴールA）生物多様性の保全

- ・ 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復

（ターゲット3）

**陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECM）により保全（30 by 30）**

保護地域：国内の法令等に基づき生物多様性の保全のために行為が制限されている区域  
・ 自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林、緑の回廊など  
・ 2020年現在で国土の20.5%（773万ha）が保護地域に設定されている

OECM：Other Effective area-based Conservation Measures  
保護地域以外で生物多様性の保全に資する区域のこと

#### 30by30ロードマップ



生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

#### 概要

##### ○キーマッセージ

- ▶ 2030年までに陸と海の30%以上を保全
- ▶ 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- ▶ 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS (Nature-based Solutions)のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ

##### ○30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- ▶ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- ▶ **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理 → 地域生物多様性増進法（令和6年法律第18号）の制定**
- ▶ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等

35

## 2.3) 林産物の供給に関する事項

### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

#### ① 林産物の安定供給

- ・機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる**国有林材の持続的・計画的な供給**に努める。
- ・路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる列状間伐、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一貫的に行う**一貫作業システム、複数年契約による事業発注**に取り組む。



素材生産現場（嶺北署）

#### ② 林産物等の販売

- ・地域の林業・木材産業の活性化に資するよう、民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送するシステム販売等に取り組む。



トラック積み込み（嶺北署）

36

## 2.3) 林産物の供給に関する事項

### (2) その他必要な事項

- ・庁舎等の整備において**木材の積極的な利用**に努めるとともに、林道事業・治山事業において、間伐材等を積極的に利用する。



治山事業（高知中部署）



治山事業（嶺北署）



岡豊高校生が嶺北署庁舎（CLTパネル工法）を見学（CLT内壁、床サクラ材）



37

## 2.4) 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方法

#### ① 国有林野の活用の適切な推進

- ・地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進。

#### ② 公衆の保健のための活用の推進

- ・「レクリエーションの森」を広く国民に開かれた利用に供する。

38

## 2.4) 国有林野の活用に関する事項

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

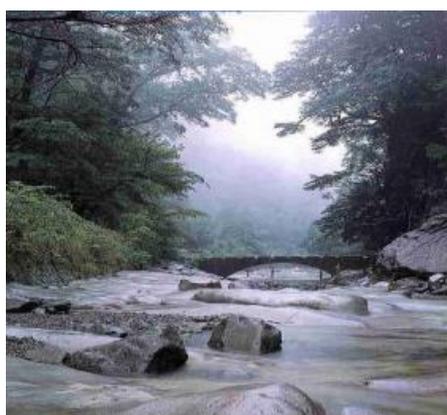
- ・再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえる。
- ・盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。
- ・「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等に努める。



「日本美しい森 お薦め国有林」(四国森林管理局では5箇所)



瓶ヶ森自然休養林 (愛媛署)



おもご  
面河・四国カルスト自然休養林  
(愛媛署)



くいしやま  
工石山自然休養林 (嶺北署)

39

## 2.5) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

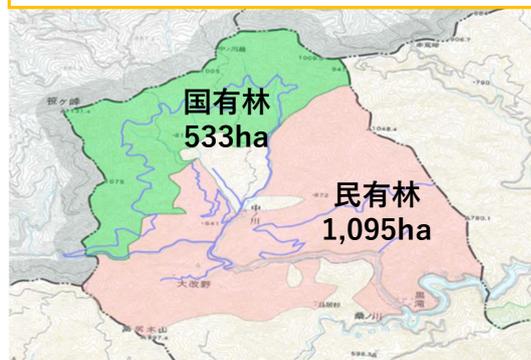
### (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

- ・地域における施業集約化の取組を支援するため、森林共同施業団地を設定。
- ・森林共同施業団地等においては、路網及び土場の共同利用並びに民有林材との協調出荷等に取り組む。



列状間伐現地検討会（中ノ川国有林）

#### 南国市中ノ川地域の森林整備推進に関する協定



### (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

- ・国有林に隣接・介在する民有林で、**国有林の公益的機能の維持増進**のため必要な場合には、民有林所有者と協定を結び、**国有林と一体的に整備・保全**を行う「公益的機能維持増進協定制度」の活用を推進。

40

## 2.6) 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

- ・「ふれあいの森※」や「多様な活動の森※」等を活用して、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行う。

※ 「ふれあいの森」とは、協定を結び、植栽、保育等の森林整備活動に提供する森林

※ 「多様な活動の森」とは、協定を結び、美化活動、森林パトロール等、森林の保全を目的とした様々な活動に提供する森林

### (2) 分収林に関する事項

- ・企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定等、分収林制度を活用した取組を進める。

### (3) その他必要な事項

- ・「遊々の森※」や学校分収林の活用、森林の有する多面的機能に関する普及啓発活動の実施、指導者の派遣や紹介等に取り組む。

※ 「遊々の森」とは、協定を結び、森林教室、自然観察、体験林業等の森林環境教育の推進を目的とした活動に提供する森林

41

## 2.7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ① 施業指標林、試験地等

- ・施業指標林や試験地は、試験研究機関とも連携し、現地展示、森林施業技術の研修、検討会のフィールド、森林環境教育の場等としても活用。



列状間伐推進モデル林現地検討会（高知中部署）

#### ② 林業技術の開発普及

- ・特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術、ICT（情報通信技術）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法等の開発・実証など。



大型ドローンを用いた資材運搬  
現地検討会（嶺北署）

### (2) 地域振興に関する事項

- ・国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

## 目次

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和6年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和6年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	29
		3) 林産物の供給に関する事項	36
		4) 国有林野の活用に関する事項	38
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	40
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	41
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	42
3	その他の森林計画区における計画変更の概要	1) 主な変更計画量	44

### 3.1) 主な変更計画量

項目		計画区	現行計画		変更計画		変更/現行
施業群の見直し (ha)		香川	ヒ長伐	-17	ス長複	+6	-
			-	-	ヒ長複	+10	-
		四万十川	ス分散	-102	ヒ長伐	+9	-
			ヒ分散	-16	ス長複	+102	-
			-	-	ヒ長複	+7	-
伐採量	主伐 (m <sup>3</sup> )	香川	79,040		81,098		103%
		中予山岳	37,590		40,472		108%
		南予	55,011		54,562		99%
		四万十川	615,659		613,084		100%
		安芸	166,592		166,647		100%
	間伐 (m <sup>3</sup> )	吉野川	92,178		92,190		100%
		香川	104,287		104,373		100%
		肱川	123,850		123,808		100%
		中予山岳	142,955		140,455		98%
		南予	314,078		314,003		100%
		四万十川	1,040,310		1,040,932		100%
		安芸	659,148		659,342		100%

44

### 3.1) 主な変更計画量

項目		計画区	現行計画		変更計画		変更/現行
更新	人工造林 (ha)	香川	153		156		102%
		中予山岳	45		46		102%
		南予	150		148		99%
		四万十川	1,193		1,182		99%
		安芸	299		299		100%
保育	下刈 (ha)	中予山岳	193		195		101%
		南予	379		378		100%
		四万十川	3,494		3,491		100%
		安芸	818		819		100%
治山	保安林の整備 (ha)	安芸	670		675		101%
	保全施設 (箇所)	安芸	36		37		103%

45

ご清聴ありがとうございました



三嶺



国民の森林・国有林